

個別外部監査報告書

監査対象

社会福祉法人 南アルプス市社会福祉協議会

特定非営利活動法人 山梨県スポーツアカデミー

平成 28 年 12 月 25 日

南アルプス市個別外部監査人
加藤 隆博

1. 外部監査の概要

1. 外部監査の種類と外部監査人

外部監査は、地方自治法(第252条の27第3項)及び南アルプス市個別外部監査契約に基づく監査に関する条例(平成18年南アルプス市条例第4号)第2条第4項の規定により、専門的で独立の立場から、市長と外部監査契約を結んだ外部監査人である加藤隆博(公認会計士)が監査を行った。

2. 監査対象と監査要点

監査の対象は、社会福祉法人南アルプス市社会福祉協議会(以下、「社協」という。)及び特定非営利活動法人山梨県スポーツアカデミー(以下、「YSA」という。)である。南アルプス市社協は、南アルプス市より人件費に対する補助金を受領する他、指定管理業務の受託、委託業務の受託を行っている。YSAは、南アルプス市より白根中央公園の指定管理業務を受託している。

具体的には、個別外部監査業務仕様書に基づき、以下の三点に監査の主眼をおき監査を実施した。

(1)当該施設の管理に関する会計事務、諸帳簿等の監査

会計事務の流れを把握し、諸帳簿等が領収書や請求書などの事実を証する原始証憑に基づき作成されているか否かを監査するとともに関係書類間に不整合がないか監査した。

(2)当該施設の管理に関する会計と指定管理者の別の業務に関する会計との区分についての監査

指定管理者の別の業務に関する支出が当該施設の支出に混入していないか監査した。

(3)その他、会計全般に関する監査

出納事務等の監査を通じて知り得た事項について条例等に則しているか監査した。

3. 外部監査の方法

公認会計士2名により以下の日程で両施設を訪問し、施設責任者及び経理担当者等の同席のもと、監査手続を実施した。

・平成28年9月6日(火)、9日(金) YSA

・平成28年9月12日(月)、13日(火) 社協

この他、収集した書類に基づき監査人の事務所において監査手続を実施した。

4. 外部監査の実施期間

平成28年5月20日から平成28年12月25日

社会福祉法人 南アルプス市社会福祉協議会

1. 概要

(1) 団体について

社会福祉協議会とは、社会福祉法第 109 条に基づき、全国の各市町村に設定された社会福祉法人であり、民間団体である。

社会福祉法第 109 条 抜粋

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

社協は、平成 15 年 4 月 1 日に南アルプス市を構成する旧町村(八田村、白根町、芦安村、櫛形町、若草町、甲西町)の社会福祉協議会が、合併して設立された。平成 17 年 4 月 1 日より現在の南アルプス市若草サービスセンターに機能を集約した。

平成 28 年 4 月 1 日時点の社協の概要

項目	内容
設立	平成 15 年 4 月 1 日
代表者	中島 武秀
定款記載の目的	この社会福祉法人は、南アルプス市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活発化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

<p>定款記載の事業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 4. 1から3の他、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 5. 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 6. 共同募金事業への協力 7. 居宅介護等事業の経営 8. 福祉サービス利用援助事業 9. 生活福祉資金貸付事業 10. 社会福祉金庫の貸付 11. ボランティア活動の振興 12. 障害福祉サービス事業の経営 13. 心配ごと相談事業 14. 老人デイサービスセンターの経営 15. 福祉会館の経営 16. 保健福祉センターの経営 17. 健康センターの経営 18. 介護予防拠点の経営 19. 養護老人ホームの経営 20. 成年後見人センター事業 21. その他この法人の目的達成のために必要な事業
<p>組織</p>	<p>理事 19名 監事 2名 評議員 42名</p>
<p>職員数</p>	<p>正職員 42名 非常勤、臨時、嘱託等 102名 南アルプス市派遣社員 1名 合計 145名</p>

(平成 28 年 4 月 1 日南アルプス市社会福祉法人現況報告書及び組織体制図より)

(2) 財務状況

社協の平成 23 年度から平成 27 年度の業績の推移は、下表のとおりである。

平成 27 年度からは、新しい社会福祉法人の会計基準に移行しているため平成 27 年度は、事業活動計算書から抜粋して記載している。

事業活動収支計算書の直近 5 期の推移

(単位:千円)

勘定科目	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
補助金収入	105,871	100,329	102,016	100,004	104,499
受託金収入	194,199	190,055	179,961	173,613	174,176
介護保険収入	230,023	228,541	218,116	235,535	232,268
その他収入	115,535	88,923	73,778	90,563	59,517
事業活動収入計(1)	645,628	607,848	573,871	599,716	570,460
人件費支出	398,681	386,435	385,075	407,521	436,965
事務費支出	43,273	47,693	57,344	57,301	57,468
事業費支出	114,723	112,210	95,656	98,706	80,031
その他支出	26,975	25,366	27,487	31,519	7,862
事業活動支出計(2)	583,652	571,704	565,563	595,047	582,326
事業活動収支差額 (3)	61,976	36,144	8,308	4,668	-11,866
事業外損益	535	435	1,466	156	4,504
特別損益	-6,445	-25	-28	0	8,302
活動増減差額(4)	56,066	36,553	9,746	4,824	941

1・・・平成 27 年度は、サービス活動収益計

2・・・平成 27 年度は、サービス活動費用計

3・・・平成 27 年度は、サービス活動増減差額

4・・・平成 27 年度は、当期活動増減差額

(各年度の財務諸表より抜粋、集計、勘定科目名を加工している)

貸借対照表

社協の平成 28 年 3 月 31 日の貸借対照表は、下記のとおりである。資産は約 7 億 1 千万円に対して純資産は約 4 億 8 千万円となっている。

貸借対照表

平成 28 年 3 月 31 日現在

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	252,568	流動負債	61,256
現金預金	190	事業未払金	45,153
預貯金	171,675	職員預り金	25
事業未収金	77,977	前受金	0
未収補助金	0	賞与引当金	16,078
貯蔵品	10	固定負債	168,212
立替金	0	退職給付引当金	168,212
前払金	2,716	負債の部合計	229,468
固定資産	458,797		
基本財産	6,000	純 資 産 の 部	
基本財産特定預金	6,000	基本金	6,000
その他の固定資産	452,797	基本金	6,000
建物	966	国庫補助金等特別積立金	4,320
建物付属設備	5,352	国庫補助金等特別積立金	4,320
構築物	0	その他の積立金	260,488
車輛運搬具	5,111	その他の積立金 (注)	260,488
器具及び備品	8,804	次期繰越活動増減差額	211,089
ソフトウェア	899	次期繰越活動増減差額	211,089
退職給付引当資産	168,212	(うち当期活動増減差額)	941
積立資産	260,488		0
その他の固定資産取得支出	257		0
福祉金庫貸付金	2,706	純資産の部合計	481,897
資産の部合計	711,365	負債及び純資産の部合計	711,365

(平成 28 年度財務諸表より)

(注) その他の積立金の内訳

法人運営積立金 86,670 千円 (法人本部の積立金)

法人運営積立金 50,460 千円 (介護事業の積立金)

介護積立金 123,358 千円 (介護事業の積立金)

その他積立金 計 260,488 千円

(3) 事業内容について

社協が実施している事業は、南アルプス市からの補助金を受領して実施する事業(3事業(法人運営費は除く))、南アルプス市から委託を受けて実施する事業(18事業)、自法人の財源により独自に実施する事業(18事業)、山梨県から委託を受けて実施する事業(1事業)に区分することができる。

南アルプス市から補助金を受領している事業

(単位:千円)

項番	事業名	事業の概要	平成 27 年度 補助金額
1	法人運営費	社協が南アルプス市より受託する事業及び運営全般に対する補助金 職員の人件費(平成 27 年度 14 名)、維持管理経費(指定管理分を除く)を対象としている	87,719
2	福祉バス事業	一定基準を満たす高齢者等に対する市内の温泉施設等へのバスにより送迎する事業	8,814
3	本所通院サービス事業	一定基準を満たす自身で病院へ行くことができない市民を病院へ送迎する事業	
4	金婚祝賀会開催事業	結婚 50 周年を迎えた夫婦に対して祝賀会、会食、記念品を提供する事業	500
合 計			97,033

- 1 南アルプス市から委託を受けて実施する事業

(単位:千円)

項番	事業名	事業の概要	平成 27 年度 委託額
1	法人後見人事業	認知症、知的障害などの理由で判断能力が低下している市民の後見人に社協が就任するほか、啓蒙啓発、市民後見人を養成する事業	5,000
2	ふくし相談支援センター事業	生活困窮者自立支援法にもとづきコミュニティソーシャルワーカーが様々な相談を受け付ける事業	5,500
3	生活困窮者自立支援事業	生活保護対象外で働くことができるが、困窮状態である市民に対する支援事業	14,535
4	介護予防通所型サービス事業	南アルプス市内 5 拠点で実施している一定基準を満たす市民に対する介護予防のための軽運動、交流等のサービス提供事業	22,401
5	地域交流拠点事	社協が運営する「しゃきよんの家」を交	672

	業	流の場として提供する他、カフェの運営により食事等を提供する事業	
6	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	65歳以上の市民を対象に民踊、絵手紙、フラダンス、カラオケ、料理教室を開催する事業	867
7	食の自立支援事業	調理が困難な一人暮らし高齢者等に対して昼食を配布する事業	8,037
8	訪問型介護予防サービス事業	自立支援のための日常生活援助として居室清掃や洗濯等を提供する事業	7,618
9	通院サービス事業 芦安	芦安地域在住で一定基準を満たす市民に対する病院への送迎事業	2,037
合 計			66,667

- 2 南アルプス市から指定管理者として委託をうけて実施する事業 (単位:千円)

項番	事業名	事業の概要	平成 27 年度 委託額
1	白根元気館管理事業	施設の維持管理、会議室等の貸し出しを行う事業	1,047
2	若草ふれあいセンター管理事業	施設の維持管理を行う事業 平成 28 年度からは、南アルプス市による管理に移行	997
3	すかやか八幡館管理事業	施設の維持管理を行う事業 平成 28 年度からは、南アルプス市による管理に移行	648
4	楡形社会福祉会館管理事業	施設の維持管理を行う事業 平成 28 年度からは、南アルプス市による管理に移行	4,531
5	若草健康センター管理事業	施設の維持管理を行う事業	2,971
6	甲西保健福祉センター管理事業	施設の維持管理を行う事業	4,354
7	養護老人ホーム慈恵寮運営管理事業	養護老人ホーム「慈恵寮」の管理、運営業務を行う事業	88,748
8	デイサービスゆかり運営事業	介護保険の適用を受け通所介護を実施する事業	0
9	デイサービスわかかさ運営事業	介護保険の適用を受け通所介護を実施する事業	0
合 計			103,296

社協の財源により独自に実施する事業

(単位:千円)

項番	事業名	事業の概要	平成 27 年度 サービス 活動費額
1	高齢者食生活改善事業	月 1 回独居高齢者等へおやつを配布しながら様子を見る事業	812
2	ボランティア事業	ボランティア養成講座、ボランティアセンターの運営管理事業	611
3	福祉金庫事業	一定基準を満たす支援が必要な市民に 10 万円を上限として資金の貸付を行う事業	0
4	居宅介護支援事業	介護保険の適用を受けケアプランを作成する事業	40,562
5	訪問介護事業	介護保険の適用を受け訪問介護を実施する事業	47,737
6	障害福祉サービス事業	障害者に対する支援サービス事業	35,795
7	デイサービスしゃきよんの家下町事業	介護保険の適用を受け通所介護を実施する事業	21,584
8	あったかサービス事業	地域で実施する高齢者等の交流の場(サロン)に対して助成金を支給する事業	1,673
9	減災・防災のまちづくり事業	地域での防災訓練、啓発、避難所開設運営講座を実施する事業	418
10	みんなで地域を良くする事業	ふくし小委員会(地域の相談会)の開催、コミュニティーソーシャルワーカーへ研修費、地区自主事業への補助を実施する事業	484
11	地域社会福祉(標語・ポスター事業)	各小中学校に対して福祉標語、福祉ポスターの募集、表彰を行う事業	445
12	地域社会福祉(活動計画評価策定事業)	社協の経営評価委員会の設置、運営事業	143
13	貸出用車椅子車両購入事業	市民に対する車いす車両(1 台)、車いす貸出(2 台保有)事業	48
14	福祉運動会事業	市内各地区での運動会の開催事業	1,290
15	ふれあい広場事業	市内の公園等の遊具やベンチの改修、購入事業	540
16	地域福祉活動(ボランティア団体育成事業)	ボランティア団体に対する助成事業	697
17	地域福祉活動(広報誌発行事業)	ボランティアだより(毎月)の発行、社協だより(7月、2月)の発行事業	3,827

18	歳末たすけあい事業(高齢者交流事業)	老人クラブが実施する講演会への助成事業	106
合 計			156,772

事業規模を示すためサービス活動費用を掲載している。

山梨県から委託を受けて実施する事業

(単位:千円)

項番	事業名	事業の概要	平成27年度委託額
1	日常生活自立支援事業	物忘れがある高齢者や知的障害者の日常生活のサポートを行う事業	3,732

(4)南アルプス市からの補助金

南アルプス市から社協への補助金は、「南アルプス市社会福祉協議会補助金交付要綱」平成28年3月22日告示第65号により交付されている。交付の対象は、第2条別表により規定されている。

南アルプス市社会福祉協議会補助金交付要綱 別表(抜粋)

区 分	対 象 経 費
ボランティア活動費補助金	省略
法人運営費	1 市長と協議調整した職員の人件費 社協本所事務局長、社協の介護事業に従事する職員を除く職員の人件費() 2 社協本所・各支所の維持管理経費等で指定管理を受託した場合は受託金を除いたもの
福祉運動会運営事業	省略
生活福祉資金等利子補給事業	省略
福祉バス運行事業	省略
金婚祝賀会開催事業	省略

社協本所事務局長分の人件費は対象となる旨の記載である。

法人運営費補助金の人件費は、南アルプス市の委託業務に関与する職員を対象とすることで協議調整がなされている。平成27年度においては、下記職員を対象として79,013千円、本所・各支所の総務管理費として8,706千円が交付されている。

社協職員の内、南アルプス市の補助金対象者

管 理 職	職 員
事務局長 1名	-
総務課 課長 1名	法人運営係 2名 経理係 1名
地域福祉課 課長 1名	地域福祉係 4名 ボランティア推進係 2名
生活支援課 課長 1名	成年後見センター 1名

介護事業は、社協の組織図では、居宅支援課、訪問介護課、デーサービスセンター(課)、小規模デイサービスしゃきよんの家下町(課)で実施しているが、これらの課に所属する職員は、補助金の対象となっていない。また、慈恵寮(課)に所属する職員についても対象となっていない。

過去5年間の南アルプス市からの補助金と指定管理以外の委託業務の委託金額の推移は、下記のとおりである。

南アルプス市からの人件費補助金と委託事業の直近5期の推移 (単位千円)

項 目	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
人件費に対する補助金	79,247	82,265	83,382	81,639	79,013
委託事業(指定管理除く)	66,750	67,548	60,743	56,804	67,303
補助金・委託額合計	145,997	149,813	144,125	138,443	146,316

(南アルプス市作成 市から社会福祉協議会への補助金・委託金調べ)

(5) 南アルプス市からの補助金以外のサービス提供

社協は、補助金以外に南アルプス市からサービスの提供を受けている。

平成27年度補助金以外のサービス提供

項 目	内 容
人材の受け入れ	南アルプス市からの出向職員 1名
施設利用	本部事務所の家賃免除(南アルプス市役所若草サービスセンター)

2. 監査の結果

(1) 南アルプス市からの委託事業に関する効率性の評価

社会福祉協議会は、社会福祉法にもとづき各市町村に設置された社会福祉であり、民間団体でありながら、自治体等の行政機関から財源措置を受けている。一般に民間と公の間の性格をもった法人として、福祉、ボランティアに関係する事業を自治体と協力して実施している。

南アルプス市においても例外ではなく、社協は、南アルプス市より補助金による財源措置や人的な派遣、施設の無償利用等の提供を受け、南アルプス市からの委託事業、指定管理による委託事業を実施している。社協は、南アルプス市が作成する福祉計画の実施主体となっているともいえる。

そうした密接な関係の中で南アルプス市は、法人運営費として南アルプス市社協の職員人件費と事務所の維持管理費の一部を補助金として交付したうえで、個々の事業を委託業務として人件費を除いた契約金額で委託契約を締結している。

多くの事業を委託するため、あらかじめ人件費について交付しているものと理解できるが、一つの委託事業に対して、委託料の他に当該委託事業に従事する職員の人件費に対して補助金を交付していることから、委託事業に対しても補助金を交付していることになり以下の弊害が発生している。

個々の委託業務に関する人件費を含めた委託金額が把握できないため、監査において業務の効率性を評価することが困難であった。本来は、委託料に対して発生したコストを適切に把握することで、業務の改善や委託料の見直しに役立てるべきである。また、人件費を除いた委託料では、本来発生するコストに対して委託料が低くなるため社協以外の民間団体は、事業を受注することはできず、競争原理が働かない。

補助金の対象となった職員は、法人全体の管理業務や社協独自の事業にも従事していることから、南アルプス市の委託業務以外の業務に対しても実質的に補助金を交付していることになっている。

一方で社協は、民間では担い手が少ない事業を行う受皿となっており、南アルプス市が行う同種の事業を受託している。そうした受皿としての機能を維持するためにも安定的な雇用が必要であり、人件費に対する補助金が必要という考え方もある。

社協は、介護事業において一定の収益基盤が存在し、過去からの内部留保について一定金額を保有していることから、当面、人材の確保のための費用の一部を負担することもできなくもない。

現状においては、個々の委託業務について効率性を評価することが可能となるように、補助金、委託業務、指定管理業務、施設の無償貸与について総合的に契約の在り方について南アルプス市社協、南アルプス市の双方にて再検討されたい。

(2) 精算払方式につて

平成 26 年度における南アルプス市と社協との間で、「生きがい活動支援通事業業務委託契約」(以下、「生きがい事業」という。)を締結している。介護保険認定外で虚弱高齢者等を対象にした日常動作訓練及び趣味活動等の生きがい活動を支援し、自立した生活の確保等を図るため実施している。

生きがい事業の「仕様書 9 委託料の支払」によれば事業完了後に精算額を支払うとされ、精算払い方式となっている。契約時に見積もりを行い、事業完了事後に金額精算するものである。

本来であれば、実績の食数である 8,874 人分の給食費で精算されるべきであるところを、8,632 人分の給食費で精算されている。

これは、変更契約をこの給食費の変更を理由として平成 27 年 3 月 6 日において締結しており、この時点での給食費の見積もりを行い変更契約したため、実績の給食費と相違することになった。

(単位:円)

内 容	食数	給食単価	給食費
実 績 の 食 数	8,874 人分	540	4,791,960
変更契約後食数	8,632 人分	540	4,661,280

委託契約において、精算方式を採用するなら、事業報告に基づく実績の給食費をもって精算すべきである。

当初契約における給食費の食数は 12,448 人分であり、人件費、事務費及び事業費(給食費を含む)を合わせた契約金額は 30,355,000 円であった。実績の食数 8,874 人分は当初契約の 7 割程度となっているものの、給食費以外は当初契約の見積額通りに支払われている。

参加者人数が減少したとしても固定的に発生する費用が多いと考えられるが、参加者数に応じて変動する消耗品等もある可能性があり、当初契約額と請求額とを比較し請求額の合理性を検討すべきである。

(3) 委託契約書に添付される約款につて

生きがい事業の委託契約書には約款が添付されている。約款の持つ意味は統一した文言を使用し不備のない契約条項を定めることにより、取引を画一的に処理するためのものである。

このため、南アルプス市においても標準的な約款を定めており、委託契約においてはこの標準的な約款を使用しているところである。

南アルプス市の標準約款は 50 条からなる契約条項から構成されているものの、上記、生きがい事業委託契約書に添付されている約款は 33 条から構成されているものであり、その時点で最新の標準約款が使用されていない。

約款は重要な契約条項が記載されたものであり、不測の損害を回避するためにもその最新の標準約款を使用すべきである。

・特定非営利活動法人 山梨県スポーツアカデミー

1. 概要

(1) 施設について

白根中央公園は、昭和 61 年山梨県で開催された国民体育大会(かいじ国体)のホッケー競技の会場として旧白根町により同町百々に開設された施設である。公園内のすばーく白根は、平成 5 年 4 月に財団法人日本船舶振興会(現 公益財団法人日本財団)からの全額の補助を受け建設したものである。

公園の設置以来、旧白根町、南アルプス市による運営管理が行われてきたが、平成 18 年 4 月より、指定管理者制度を導入し、YSA が運営管理を行っている。

敷地内の白根 B&G 海洋センターは、株式会社フィッツが指定管理者であり、今回の監査の対象ではない。駐車場は、白根 B&G 海洋センターと共用しており、管理は YSA が行っている。

【施設概要】

所在地 南アルプス市百々3468 番地 65

管理施設

施設	施設面積
公園	公園面積 52,251 m ²
球技場	芝生グラウンド・クレイグラウンド 19,811 m ²
合宿所	鉄骨造 250 m ²
すばーく白根	鉄骨造 1,350 m ²
休憩室	鉄骨造 117.34 m ²
管理事務所	鉄骨造 195 m ²
緑地帯	-
駐車場	-

(南アルプス市白根中央公園の管理に関する基本協定書、南アルプス市白根中央公園指定管理者募集要項より)

施設地図(南アルプス市ホームページより)



白根中央公園入口



駐車場(白根B&Gと共用)



管理棟



合宿所



すぱーく白根 外観



すぱーく白根 内部



芝グラウンド



クレーグラウンド



公園



休憩所



(2) 指定管理者について

平成 18 年 4 月より、YSA が、指定管理者として管理運営を受託している。白根中央公園の指定管理者については、これまで3回の公募・選定を実施したが、いずれも応募したのは YSA のみであった。

【YSAの指定管理受託期間】

平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日の 5 年間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日の 5 年間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日の 5 年間

指定管理者 YSA の概要

項目	内容
設立	平成13年3月19日
代表者	古屋 仁
定款記載の目的	不特定多数の住民に対してホッケー競技を主にスポーツ全般に関する事業を行い、地域住民の健康づくりと青少年の健全育成に寄与することを目的とする。
事業内容	スポーツ選手の強化育成のためのスクールの開催 ホッケー大会の開催 指定管理施設管理運営 山梨県グランドゴルフ協会の事務請負 等
職員数(平成27年度実績)	職員 2名 パート 1名 アルバイト 5名

(全部事項証明書及び平成27年事業報告書より)

(3) 施設管理の状況について

管理料の収支

YSA は、毎年、南アルプス市に対して施設管理に要した収支を事業報告書として提出している。

収入は、南アルプス市より委託料を受領する他、利用者から利用料を徴収している。委託料は、毎年、南アルプス市との年度協定において決定している。

支出は、施設管理にかかる人件費、芝生や樹木の管理業務委託費等が主である。

過去、5年間の推移は下表の通りである。指定管理に関する収入、支出を明確にするため事業報告に記載のある YSA のホッケースティックなどの物品販売手数料はスクールなどの自主事業に付随するものと考えられるため、収入から除外して記載している。

指定管理業務に関する収支

(単位:円)

項目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
利用料収入	1,538,550	1,487,998	1,613,900	1,597,260	1,597,260
市委託料収入	11,867,000	11,850,000	11,577,000	11,000,000	11,000,000
収入合計	13,405,550	13,337,998	13,190,900	12,597,260	12,597,260
管理費支出	14,560,057	14,636,478	15,348,840	14,438,222	14,324,028
収支差額	-1,154,507	-1,298,480	-2,157,940	-1,840,962	-1,726,768
累積収支差額	-1,154,507	-2,452,987	-4,610,927	-6,451,889	-8,178,657

(南アルプス市提出事業報告書より抜粋、加工)

過去5年間において毎年、約1百万円から2百万円の収支差額のマイナス(赤字)が発生している。赤字分に関しては、YSAはホッケーのスティックを中心としたスポーツ用品の販売手数料の全額を管理に充当し、これを充当しても不足する分は、他の独自事業の収益を充当している。

管理費支出の内訳

管理費は、主に人件費と委託費である。詳細は、下表のとおりである。

平成27年度管理費支出の内訳

(単位:円)

項目	金額	内容
人件費	5,470,267	職員及び臨時職員の給与等
業務費	8,216,366	委託費(芝生管理、樹木選定等) 5,108,827円 光熱水料費(電気、水道等) 2,173,008円等
管理費	647,395	通信運搬費等
合計	14,324,028	

(南アルプス市提出平成27年度事業報告より)

利用者数

過去5年間の利用者数推移

(単位:人)

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
合宿所	1,875	3,871	2,941	1,920	2,831
すぱーく白根	16,060	9,176	10,399	9,710	25,418
芝グラウンド	18,378	17,322	16,701	16,514	18,384
クレーグラウンド	37,872	26,042	47,370	26,385	6,163
利用者合計	74,185	56,411	77,411	54,529	52,796

(南アルプス市提出平成27年度事業報告より)

過去5年間において年間約5万人~7万人程度の利用者で推移している。利用者数は、利用申請者が申告する来場人数を集計しているため、大規模なイベントが開催されると利用者数が大幅に増加する。また、例年実施しているイベントでも天候により来場数が、増減する。平成27年度においてすぱーく白根の利用者数が前年度の約2.6倍、クレーグラウンドの利用者数は、前年度の4分の1となっているが、イベントの開催によるものということであった。具体的な要因について回答は得られていない。

施設ごとの利用状況は、以下の通りである。

【合宿所】

すばーく白根やグラウンドを利用する団体向けの合宿施設として設置されているが、施設の老朽化、入浴設備の不備、食事提供ができないことから、合宿所としての利用は、年間数件程度である。

YSA が開催する会議や市民の集会所として利用されており、利用者のほとんどがこれに該当する。10 団体～20 団体が定期的に利用している。

【すばーく白根】

屋内ゲートボール場として設置された施設であり、砂入りの人工芝にゲートボール場用のラインが引かれている。

近年では、ゲートボール場としての利用は月 1 回程度であり、専らフットサル練習、ホッケー練習に利用されている。

【芝グラウンド】

芝グラウンドは、ホッケー競技用に設置した施設であるが、中学校、高校のホッケー部の部活動は学校のグラウンドを使用することがほとんどであるため、ホッケーでの利用は少ない。

近年は、主にグラウンドゴルフに使用されている。芝の保全のためサッカーでの利用は禁止されている。

【クレーグラウンド】

クレーグラウンドは、ホッケー競技用に設置したが、ホッケーでの利用は少なく、主に少年サッカーの練習、試合で使用されている。また、地域の行事の会場として利用されている。

2. 監査の結果

(1) 利用料の徴収管理

施設利用料の徴収状況を確認するため、平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月までの各月末日の施設予約実績と利用料の徴収金額の照合を行った結果、平成 27 年 8 月末日のクレーグラウンドの利用料の徴収が確認できなかった。未徴収の金額は、8 月 30 日及び 31 日の 2 日間の使用料 5,400 円であった。また、平成 27 年 10 月末日にクレーグラウンドの予約に対応する徴収実績が存在しない項目があったが、当日にキャンセルになり、使用されなかったもとの説明を受けている。

12 件のサンプリングによる調査に対して 1 件の徴収漏れが発生していることから、他にも徴収漏れが発生していると推定される。

徴収漏れが発生した原因は不明であるが、YSA では、毎日、営業終了後の締め処理において施設の利用実績と利用料徴収金額を照合する手続きを実施していないため、徴収漏れが発生しても発見することが困難である。さらには、施設の利用実績を記録していないため、施設の利用実績は予約台帳からの推測する方法でしか把握す

ることができず、キャンセルや予約の記載誤りがあった場合、利用実績を確認することができない。

予約台帳にキャンセル等の実績の記録を反映させるなどして施設の利用実績を管理する台帳を作成するとともに、毎日の締め処理において徴収金額との一致を確認することを検討されたい。

(2) 複式簿記による適切な財務諸表の作成

平成 27 年 3 月期の普通預金残高と通帳残高の一致を確認した結果は、以下の通りである。

普通預金残高の照合結果		(単位:円)
平成 27 年 3 月期の貸借対照表の普通預金残高		2,339,540
平成 27 年 3 月末日時点の普通預金 2 口座()の合計残高		2,506,325
差 額		166,785

2 口座の内訳

口座1	山梨中央銀行 白根支店	2,339,540 円
口座2	山梨中央銀行 白根支店	166,785 円
合 計		2,506,325 円

貸借対照表の残高と実際の残高に 166,785 円の差額が発生している。差額は、口座2の残高と同額であるが、口座2の通帳に記帳された取引の一部は、財務諸表に反映されているため、口座2の全額が未計上というわけではない。監査においては、差額の原因は特定できなかったが、財務諸表には、複数の誤りが存在するものと推測される。

YSA の会計は、単式簿記による会計を採用している。現金取引は、所定の用紙に取引のあった日ごとに入金と出金を記入し現金出納帳とし、領収書等の証憑書類は別途保管している。預金取引は、通帳のコピーに内容を記載することで預金出納帳としている。これら現金出納帳及び預金出納帳に記帳された取引を、費目別にエクセルで集計して財務諸表を作成している。

会計ソフトを使用せずに手作業による記録や集計により財務諸表を作成しており、誤りが発生するリスクが極めて高い状況である。

会計ソフトを導入し複式簿記による記帳を実施するとともに、証憑書類の管理を改善することで適切な財務諸表を作成する必要がある。

(3) 指定管理業務に関する会計区分

YSA では、財務諸表の作成にあたり、YSA 独自の事業に関する費用を事業費・管理費に計上し、指定管理にかかる費用を指定管理費に計上することで指定管理業務の費用を区分している。

平成27年3月期事業報告書の収支計算書の 支出の部抜粋(単位:円)

1. 事業費	4,064,835
2. 管理費	402,619
3. 指定管理費	14,324,028
当期支出合計	18,791,482

財務諸表に記載されている指定管理費は、南アルプス市に対して毎年提出する事業報告書において指定管理業務に関する支出額として報告されている。報告書記載内容は、以下の通りである。

平成27年度事業報告書 (単位:円)

科目	決算額
利用料金	1,597,280
市委託金(指定管理料)	11,000,000
物品販売手数料	1,232,186
収入合計	13,829,446
支出合計	14,324,028
差引()	494,582

(南アルプス市提出平成27年度事業報告書より抜粋、加工)

差引のマイナス分は、YSA が負担している。

YSA は、平成27年3月期において職員を2名雇用し、1名は、指定管理業務を中心に従事、他の1名は、YSA 独自の業務を中心に従事しているが、全額を指定管理費として計上している。本来は、1名分の給与手当を事業費・管理費に計上すべきである。

一方で、南アルプス市への事業報告書の収入の部には、独自事業である物品販売手数料を指定管理に係る収入の部に記載している。

このように収入支出の両方に指定管理業務以外の項目が混在しており、収支面から指定管理業務の評価を行うことが困難な状況となっている。

給与手当に関して業務実態に応じた会計処理を行うとともに、費用計上全般について指定管理費への計上ルールを整備するべきである。また、南アルプス市に対する報告書においては、物品販売手数料は、収入とせず YSA の負担額として記載し、利

用料と委託料に対してどれだけの指定管理費用が発生したかを明示し、指定管理業務を収支面から評価できる報告書に改善すべきである。

(4) 税務申告

平成27年3月期においてYSAの法人税、消費税及び県民税並びに市民税の納税義務者である可能性がある。確定申告を実施すべきか確認し、必要な場合は適切な申告及び納税を検討すべきである。

南アルプス市の住民税均等割に関しては、減免措置を受けているため納税は行っていない。南アルプス市の住民税均等割の減免要件は、収益事業を実施しないことであるが、現状において指定管理業務を請け負っているほか、物品の販売を行っているため収益事業を実施していると考えられ、減免要件には該当しない可能性が高い。

この場合、南アルプス市に対する減免申請を取り下げ、住民税均等割額の納付を行うことを検討すべきである。

(5) 毎月の事業報告書の提出

南アルプス市白根中央公園の管理に関する基本協定書12条では、毎月終了後10日以内に所定の業務報告書を南アルプス市に提出しなければならないとされているが、監査を実施した平成28年9月6日時点において平成28年4月から7月分の業務報告書が未提出であった。

基本協定書を遵守した運用を行うべきであり、また、南アルプス市は、適切な指導を行うべきである。

(6) 合宿所について

合宿所については、以下の理由から合宿所としての使用を取り止めることを検討されたい。

合宿所に関しては、昭和 61 年のかいじ国体で使用されたプレハブを移設したものであり老朽化が顕著となっていることから、安全な建物とは言い難い。

使用料を徴収して宿泊する合宿所は、旅館業法の許可が必要となる可能性が高いと考えられるものの、合宿所は旅館業法の許可は受けていない。

合宿所としての施設利用実績は、施設の老朽化、入浴設備の不備、食事提供ができないことから、年間数件程度となっていることから利用ニーズは低い。

合宿所の外観



合宿所の会議室の屋根の雨漏り



合宿所壁の穴



(7) 施設管理について

各施設を巡回して管理状況を確認した結果、確認又は修繕が必要である事項を検出している。

スパーク白根 ガラス補修



スパーク白根 床補修



スパーク白根の床に関しては、現在の補修方法ではフットサルで使用する際は、滑ってけがをする危険が高い。該当部分の張替を検討すべきである。平成28年度において南アルプス市によりゲートボールコートとして全面張替を予定しているが、当該施設は、近年、ゲートボールでの使用実績は月に1回程度であり、フットサルやホッケーの用途で使用されることがほとんどであることから、利用状況に適した施設修繕が図られるよう検討すべきである。

芝生グラウンド 東側の禿げたしば



芝生グラウンド 南側の禿げたしば



芝生グラウンドに関しては、業者と協力して管理を行っているが、周辺部において芝が枯れてしまっている部分が存在する。養生が必要な部分と思われるが、囲い等は設置されておらず、解放されている。適切な処置を講ずるべきである。

クレーグラウンド 水たまり跡



クレーグラウンド 水たまり跡



クレーグラウンドは、大きな水たまりの跡が残っており、グラウンドに起伏があることがわかる。土を補充する等の処置を講ずるべきである。また、クレーグラウンドには、破損したサッカーゴールが放置されている。安全性を考え適切な処置をすべきである。

南アルプス市白根中央公園の管理に関する基本協定書の別記1 管理業務仕様書3(2)ウによれば、応急的な修繕の内、修繕費用が20万円以上の場合は、速やかに見積もりを添付して市に報告することとなり、20万円未満の場合は、指定管理者が直ちに修繕を行うこととなっている。20万円以上の場合には市と協議が必要であるが、今回指摘した事項は、日常的な管理の中でYSAにより実施すべきものもあると考えられYSAにおいては、日頃からの点検、管理を徹底されたい。

以上